

種類番号

87

ご契約のしおり 定款・約款

かなえる 介護年金

5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険(返戻金なし型)

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらが記載されています。
ぜひ、ご一読くださいますようお願いいたします。

～ はじめに ～

この冊子をご契約にともなう大切なことごら記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

お申込みいただきましたら、ご契約成立後にお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

本冊子の構成

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

定 款

朝日生命の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

(保険契約者がご契約の当事者となると同時に、「社員(構成員)」として会社の運営に参加することになるため掲載しております。)

約 款

ご契約のとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約があります。

朝日生命における個人情報の利用目的について

保険契約等の申込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- 朝日生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 朝日生命業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※朝日生命の個人情報のお取扱いにつきましては、朝日生命ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しておりますので併せてご確認ください。

お申込みの約款・特約にチェックをして、それぞれの内容をご確認されるときにご活用ください。

約 款

	チェック 欄	ご契約の しおり	約款・ 特約
5年ごと利差配当付 引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）	<input checked="" type="checkbox"/>	28ページ	62ページ

特 約

保険契約者代理特約	<input type="checkbox"/>	32ページ	84ページ
指定代理請求特約（2016）	<input type="checkbox"/>	34ページ	90ページ

※各約款・特約の支払事由等の詳細については上記該当ページをご覧ください。
※申込内容等については保険証券でもご確認いただけますので、もう一度よくお確かめください。

もくじ

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

目的別もくじ（主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます。）	6
--------------------------------------	---

主な保険用語の説明	8
-----------	---

朝日生命は相互会社です	10
-------------	----

お知らせとお願い

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について	12
2. ご契約お申込手続きの際の留意点について	13
3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について	14
4. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	15
5. ご契約の取消し、無効、解除について	16
6. 年金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について	17
7. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について	18
8. 生命保険契約者保護機構について	21

ご契約に際して

9. 告知について	23
10. 責任開始の時について	25
11. ご契約内容等の確認制度について	27

特長としくみ

12. 引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）の特長としくみについて	28
13. 公的介護保険制度について	30
14. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約（2016）・ご契約内容ご家族説明制度について	32
15. 保険料の払込免除について	37
16. 年金等をお受取りいただけない場合について	38

保険料のお払込み

17. 保険料の払込方法について	40
18. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について	42
19. 保険料のお払込みが困難なときの継続方法について	43
20. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて	44
21. 年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について	45

ご契約後について

22. 保険契約者、死亡給付金受取人の変更について	46
23. 解約と返戻金について	47
24. 社員配当金のお支払いについて	49
25. 生命保険と税金について	50
26. 年金等のご請求に関する訴訟について	53
27. 諸請求に必要な書類について	53
28. 年金等の支払期限について	55

定款・約款

「定款」は、朝日生命の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
「約款」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

定款	58
5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）普通保険約款	62
保険契約者代理特約	84
指定代理請求特約（2016）	90
第1回保険料クレジットカード払込特約	97
第1回保険料電子決済扱特約	98
保険料口座振替特約	99
団体特約	105
クレジットカード特約	109
集団特約	112
事業保険特約	116
責任開始に関する特約	119
朝日生命からのお願い	129



ご契約のしおり

ご契約のしおりは、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。必ずご一読され、ご契約内容を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

なお、特にご参照いただきたい項目、約款等のページを「⇒」で示しておりますので、ご覧ください。

目的別もくじ

ご契約に際して

ことば（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語の説明

8
ページ

申込みを撤回したい

3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について

14
ページ

告知義務について知りたい

9. 告知について

23
ページ

いつから保障が開始するか知りたい

10. 責任開始の時について

25
ページ

保険の特長と年金等について

保険のしくみや支払事由について知りたい

12. 引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）の特長としくみについて

28
ページ

年金等が受取れない場合について知りたい

6. 年金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について
16. 年金等をお受取りいただけない場合について

17 ページ
38 ページ

年金等をご請求されるときは

お手持ちの「保険証券」「通知書」等

年金等の請求者（受取人）は誰か、支払事由に該当しているかをご確認ください

お受取りいただけない場合に該当していないか、ご確認ください

12. 引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）の特長としくみについて 28 ページ

6. 年金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について 17 ページ

16. 年金等をお受取りいただけない場合について 38 ページ

次のような場合にはご案内のページをご覧ください。

保険料について

保険料の払込みができなかった場合について知りたい

18. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

42
ページ

保険料の負担を減らしたい

19. 保険料のお払込みが困難なときの継続方法について

43
ページ

契約後について

効力を失った保険をもとに戻したい

18. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

42
ページ

保険契約者、受取人を変更したい

22. 保険契約者、死亡給付金受取人の変更について

46
ページ

解約について知りたい

23. 解約と返戻金について

47
ページ

生命保険料控除、年金等に係る税金について知りたい

25. 生命保険と税金について

50
ページ

各種手続きに必要な書類について知りたい

27. 諸請求に必要な書類について

53
ページ

契約に関するご相談や手続きの問い合わせ先等について知りたい

朝日生命からのお願い

129
ページ

で、ご契約内容をご確認ください

ご請求に必要な書類等をご確認ください

くわしいお手続き方法は、朝日生命お客様サービスセンターでご案内します

27. 諸請求に必要な書類について

53
ページ

28. 年金等の支払期限について

55
ページ

朝日生命からのお願い

129
ページ



0120-714-532

主な保険用語の説明

保 険 用 語		説 明
か	介 護 年 金	被保険者が所定の要介護状態に該当していると認定されたときに、毎年お支払いするお金のことをいいます。
け	契 約 成 立 日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、通常は責任開始の日を契約成立日とします。なお、保険料の払込方法（経路）によっては、契約成立日を責任開始の日を含む月の翌月1日とすることがあります。
	契 約 成 立 日 の 応 当 日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（年単位） 毎年の契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（半年単位） 半年ごとの契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（月単位） 毎月の契約成立日に対応する日をいいます。
	契 約 年 齢	契約成立日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この場合、被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。 〔例〕44歳7か月の被保険者の契約年齢は45歳となります。 また、ご契約後の年齢は、契約成立日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します（「ご契約のしおり一定款・約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、ご契約時においては契約年齢を、またご契約後においては契約成立日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します。）。
こ	告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など朝日生命がおたずねする重要なことごとについて朝日生命にお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 朝日生命がおたずねした重要なことごとについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知された場合などは、告知義務に違反したことになり、朝日生命はご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
	ご 契 約 内 容 説 明 書	ご契約内容をより一層ご理解いただくために作成したもので、保険証券の内容を補足するものであり、保険証券に同封のうえ、保険契約者あてに送付いたします。
し	失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。
	指 定 代 理 請 求 人	年金等の受取人が被保険者の場合で年金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって年金等をご請求することができる人のことをいいます。
	支 払 事 由	年金等をお支払いする条件のことをいいます。
	死 亡 給 付 金	被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。
	社 員 配 当 金	資産の運用成果により毎年の決算で生じた剰余金から、公平に保険契約者に分配されるお金のことをいいます。
	主 契 約 と 特 約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

保 険 用 語		説 明
せ	生命保険募集人	生命保険契約の募集を行う人（朝日生命の担当者や募集代理店の担当者）のことをいいます。
	責任開始の時（責任開始期）と責任開始の日	朝日生命が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。
	責任準備金	将来の給付金などを支払うために、保険契約者が払込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	第1回保険料相当額	「責任開始に関する特約」を付加していないご契約のお申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て	定 款	朝日生命の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
	電 磁 的 方 法	電子計算機を使用して通知、表示または意思表示を行う方法のことをいいます。
は	払 込 期 月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約成立日の応当日（年単位）を含む月 ○半年払契約の場合は、契約成立日の応当日（半年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被 保 険 者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返 戻 金	ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保 険 契 約 者 代 理 人	保険契約者が保険契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、保険契約者に代わって保険契約に関するお手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保 険 証 券	ご契約の年金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
や	約 款	ご契約のとりきめを記載したものです。

朝日生命は相互会社です

朝日生命は、保険契約者のみなさまが社員となり会社を構成する相互会社です。

1. 相互会社について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、朝日生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、保険契約者をご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加するというものです。

(1) 総代会について

○相互会社の最高意思を決定するのは、本来、社員総会ということになりますが、何百万人もの社員に集まっていたことは、困難です。そこで、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。

総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

- 報告事項…… ・ 事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告
- 決議事項…… ・ 剰余金の処分 ・ 社員配当金の割当 ・ 定款の変更
・ 総代候補者選考委員の選任 ・ 評議員の選任 ・ 取締役、監査役の選任

○総代会における報告および決議についてお知らせしています。

- 総代会で報告された貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書の内容や相互会社制度運営報告ならびに決議された主要な事項は、朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載して社員のみなさまにお知らせしています。

○総代会を傍聴することができます。

- 朝日生命の経営について、社員に一層の理解を深めていただくために、「総代会傍聴制度」を実施しています。
- 毎年、総代会開催前の一定期間、朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に総代会の日程を掲載して希望者を募り、総代会を傍聴していただいております。

(2) 総代の選出方法について

社員の中から選任された選考委員で組織する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して、推薦に関する公告を朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載するとともに、あわせて全社員に投票用紙等を送付します。

社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代に選出されます。総代の選考は、広く社員全体の中から地域、職業、年齢などに偏りがないように行われています。

(3) 総代の定数および任期について

朝日生命の総代の定数は150名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。

(4) 社員の権利・義務について

社員の権利には、保険業法や定款の定めに基づき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。その他、社員の主な権利として、保険約款に基づく年金等の支払請求権、定款や保険約款の定めに基づく社員配当金請求権があります。また、社員の主な義務としては、保険約款に基づく保険料の払込義務があります。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

朝日生命では、保険契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

(1) 評議員会について

評議員会は、社員から書面で寄せられた会社経営に関するさまざまなご意見、ご提言などを審議する機関です。さらに、ご契約者懇談会における経営に関するご意見等も評議員会で審議いたします。ご遠慮なくご意見、ご提言を本社評議員会事務局あてに書面でお寄せください。

(2) ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、広く全国各地の保険契約者から生命保険に関するご意見、ご要望や朝日生命の経営に対する諸提言を直接お聞きし、あわせて、朝日生命の事業概況をご報告することにより、朝日生命と生命保険に関し一層のご理解とご認識を深めていただくことを目的として、毎年、全国の朝日生命の支社等で開催しています。

この懇談会で伺いましたご意見、ご提言等は、会社経営に反映させるよう努力を重ねています。

ご契約者懇談会の開催案内は、開催前の一定期間、朝日生命ホームページ等で行っており、広くご出席者を募集しています。

3. 基金の状況について

朝日生命の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は、2022年2月現在2,570億円となっています。

(注)・「基金」とは、保険業法の規定に基づき、基金の拠出者と相互会社との間で締結した契約に基づき、基金拠出者に拠出いただく資金です。

基金拠出者にとっては貸付債権としての性格を有する一方で、相互会社にとっては、保険業法の規定に基づき、資本勘定を構成するものです。

・拠出を受けた基金を返済することを「償却」といいます。保険業法によって、基金を償却する際、同じ金額の積立金（これを「基金償却積立金」といいます。）を会社内部に積み立てることが定められています。

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

- 朝日生命の担当者や募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更（保険契約の復活等）される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する朝日生命の承諾が必要になります。

お手続き内容の詳細については、当「ご契約のしおり」の該当の項をご覧ください。

- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

2. ご契約お申込手続きの際の留意点について

1. お申込みと告知について

- お申込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、朝日生命がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。
- 「告知」について、くわしくは9項（⇒p.23）をご参照ください。

2. お申込内容の確認について

ご契約をお引受けしますと、朝日生命は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申込みいただいた内容およびお払込みいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに取り扱店または「重要事項説明書（注意喚起情報）」裏表紙に記載の朝日生命お客様サービスセンターにご連絡ください。

お知らせをお願い

ご契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

1 保険契約の締結および生命保険募集人について
2 ご契約お申込手続きの際の留意点について

3. クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回等) について

○生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。

○申込者または保険契約者（以下「申込者等」とします。）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（重要事項説明書・ご契約のしおり）の交付日（書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。）のいずれか遅い日から、**その日を含めて20日以内**であれば、書面または電磁的方法によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」とします。）をすることができます。

●書面でお申込みの撤回等をする場合

お申込みの撤回等は書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱店または朝日生命の本社宛発信してください。この場合、書面には、お申込みの撤回等の意思を明記し、申込者等の氏名・住所および取扱店・取扱担当者名をご記入ください。

(注) 個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。

<記入例>

朝日生命保険相互会社 行	
今回の契約申込みを撤回します。	
申込者氏名	: ○○ ○○ (自署)
申込者住所	: 東京都○○区○○○
取扱店 : ○○○○営業所	
取扱担当者名 : ○○ ○○	
申出日	: ○○○○年○○月○○日

お申込みの撤回またはご契約の解除をする旨を明記してください。

取扱店・取扱担当者名をご記入ください。

●電磁的方法でお申込みの撤回等をする場合

当社では、電磁的方法によるお申込みの撤回等の主たる窓口として当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に専用の受付フォームを設置しています。お申込みの撤回等は電磁的方法による発信時（申出日）に効力を生じますので、入力画面に必要事項を記入し、ご発信ください。

○お申込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

○朝日生命は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

○お申込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に年金等の支払事由が生じている場合は、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に、申込者等が年金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

○次の場合にはお申込みの撤回等のお取扱いはできません。

●申込者等が法人（会社）の場合

4. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、年金等をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺により支払事由が発生した場合、死亡給付金はお支払いしません。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がった場合には、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

お知らせとお願い

ご契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

4 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ
3 クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について

5. ご契約の取消し、無効、解除について

1. 詐欺による取消しについて

○「詐欺による取消し」について、くわしくは16項（⇒p.38）をご参照ください。

2. 不法取得目的による無効について

○「不法取得目的による無効」について、くわしくは16項（⇒p.38）をご参照ください。

3. 告知義務違反による解除について

○「告知義務違反による解除」について、くわしくは9項（⇒p.23）をご参照ください。

4. 重大事由による解除について

○「重大事由による解除」について、くわしくは16項（⇒p.38）をご参照ください。

5. 第1回保険料のお払込みがないことによる無効について

○「第1回保険料のお払込みがないことによる無効」について、くわしくは16項（⇒p.38）をご参照ください。

6. 年金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について

以下の各事例は、年金等をお受取りいただける場合またはお受取りいただけない場合の代表例をご参考としてあげたものです。ご契約のご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取扱いに違いが生じることがあります。

【事例1】介護年金のお受取り〈告知義務違反による解除〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
	ご契約加入前の「がん」での入院について、正しく告知せずに入りましたが、ご加入1年後に「がん」とは全く因果関係のない「脳梗塞」が原因で公的介護保険制度の「要介護3」と認定された場合。		ご契約加入前の「がん」での入院について、正しく告知せずに入し、ご加入1年後に「がん」により公的介護保険制度の「要介護3」と認定された場合。
解 説			
ご契約にご加入いただく際には、被保険者の過去の傷病歴等、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて正確にもれなく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知された場合には、ご契約は解除となり、介護年金はお受取りいただけません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、介護年金をお受取りいただけます。			

【事例2】介護年金のお受取り〈支払事由（公的介護保険制度の要介護認定）への非該当〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
	ご契約後に発病した筋萎縮性側索硬化症のため、筋力が低下し日常生活上介護を要する状態となったため、公的介護保険制度の「要介護3」と認定された場合。		脊髄損傷による下半身の麻痺のため、日常生活動作を自力で行うことが困難で「要介護3程度」の状態と医師には診断されたが、公的介護保険制度の要介護認定はされなかった場合。
解 説			
介護年金は、公的介護保険制度の「要介護3」以上と認定された場合にお受取りいただけるため、公的介護保険制度で「要介護3」以上と認定されない限り、お受取りいただけません。			

【事例3】介護年金のお受取り〈免責事由への該当〉

○	お受取りいただける場合	×	お受取りいただけない場合
	〈被保険者の不注意〉 被保険者が居眠り運転をしていたことで発生した交通事故によるケガで公的介護保険制度の「要介護3」と認定された場合。		〈被保険者の重大な過失〉 被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突する交通事故によるケガで公的介護保険制度の「要介護3」と認定された場合。
解 説			
ご契約により、介護年金をお受取りいただけない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、介護年金はお受取りいただけません。			
〈免責事由の例〉 ・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合 等			

お知らせとお願い

「契約に際して」

特長としくみ

保険料のお払込み

「契約後について」

5 6 年金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について
5 「契約の取消し、無効解除について」

7. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・ 支払査定時照会制度について

朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、朝日生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申込みがあった場合、朝日生命は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録内容は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間、お引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日または特約の中途付加の日から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約成立日等から5年間」と「契約成立日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

○朝日生命の保険契約等に関する登録事項については、朝日生命〔朝日生命保険(相)東京都新宿区四谷1-6-1 代表取締役社長：木村 博紀〕が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、朝日生命の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。

(ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

(イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

(ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

(エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

(オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

次の事項が登録されます。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 死亡保険金額（死亡給付金額）および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約成立日（復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日）
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

2. 支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 朝日生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。
- 朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命〔朝日生命保険（相）東京都新宿区四谷1-6-1 代表取締役社長：木村 博紀〕が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、朝日生命の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。
- （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
 - （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

8. 生命保険契約者保護機構について

朝日生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません。（注4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = 90% - {(過去5年間に於ける各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

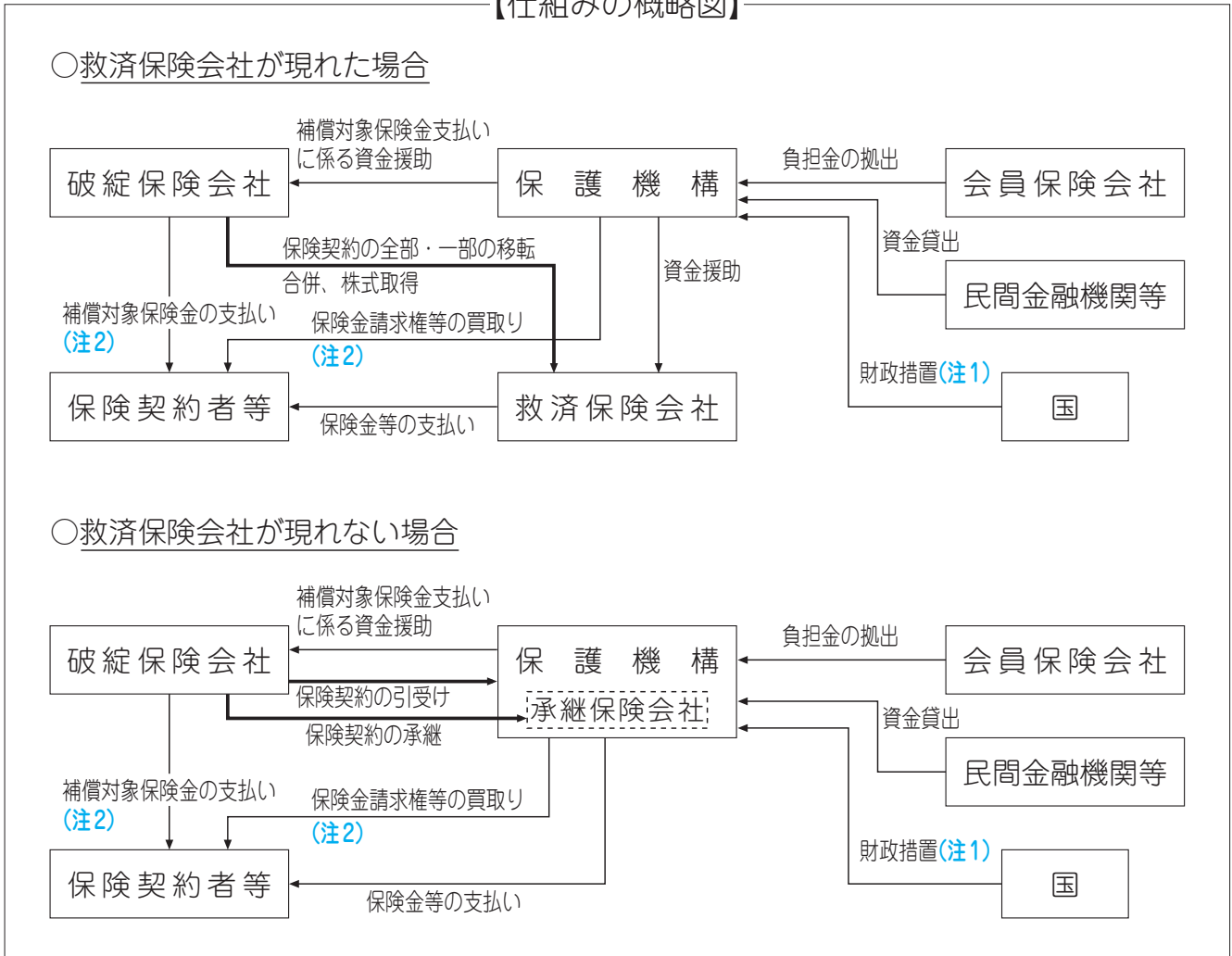
（*1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、朝日生命または保護機構のホームページで確認できます。

（*2）一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

(注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前ページ(注2)に記載の率となります。）。

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9. 告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。

1. 告知義務について

- 保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。

したがって、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性は保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業など朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、朝日生命（告知書等に記入いただく場合）が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

生命保険募集人が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

- 「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」をご検討されている方は次のことにご留意ください。

一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は「新たなご契約の責任開始の時」から、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除または取消しとなることもありますので、ご注意ください。

2. 告知義務違反について

- もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除させていただき、年金等をお受取りいただけないことがあります。

告知いただくことごとについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、年金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ年金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただくことはできません。

また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

ただし、「年金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、年金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除します。

- ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事

実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約を解除することができます。

なお、前記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、年金等をお受取りいただけないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金等をお受取りいただけないことがあります。

この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。

また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

3. ご契約時のほかに告知が必要な場合

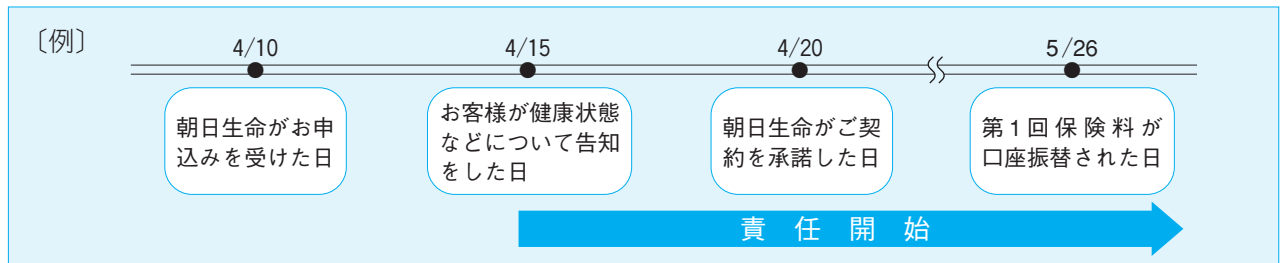
○ご契約される時のほか、ご契約を復活される場合にも告知が必要です。

○告知義務違反があった場合は、その責任開始の日を基準にして前記と同様にご契約を解除することがあります。

10. 責任開始の時間について

○保険契約は、保険契約者からのお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。

- 第1回保険料を口座振替でお支払いいただく場合（「責任開始に関する特約」を付加した場合）
お申込みと告知が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

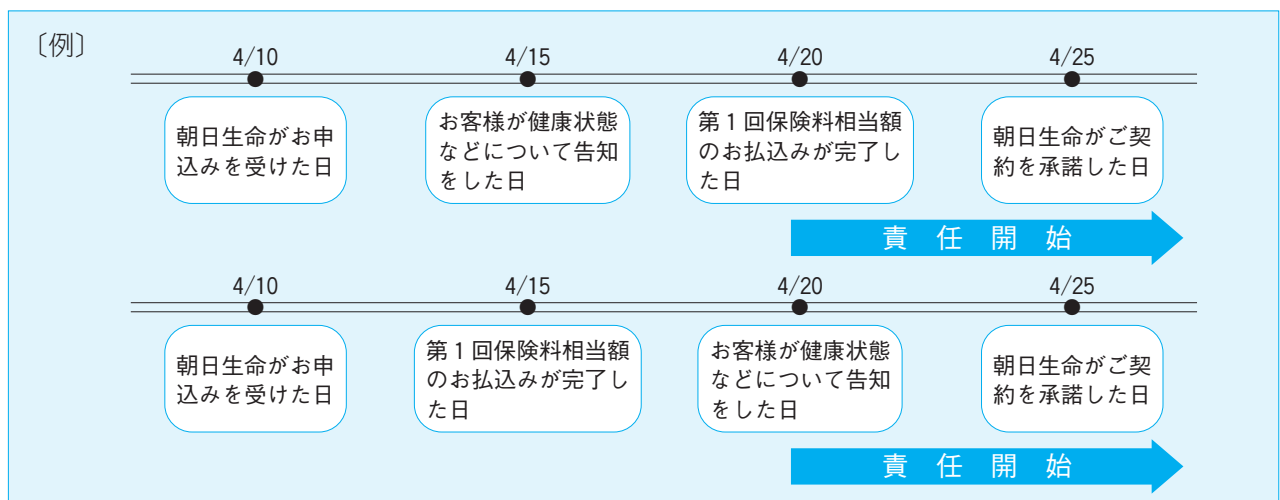


- 上記以外の場合

お申込み、告知ならびに第1回保険料相当額のお支払い（注）が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

（注）第1回保険料相当額のお支払いが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお支払いいただいた場合は朝日生命着金日、ペイジーに対応した払込取扱票を利用してお支払いいただいた場合はお払込日、クレジットカードでお支払いいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日、キャッシュカード（デビット機能付き）でお支払いいただいた場合は口座からの引落とし日とします。

なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお支払いをいただいた場合でも、当初お支払いの時とします。



○お申込みいただいたご契約についてお引受けするか否かを朝日生命が決定する前に被保険者となる方が死亡した場合には、死亡していなかったならばご契約をお引受けしたであろうと認められ、死亡時まで告知も第1回保険料相当額も受領しているときに限り、ご契約をお引受けしたものとしてお取扱いします。

！ ご注意ください

- 第1回保険料相当額を朝日生命の担当者にお支払いの際は、必ず引換えに**会社名、会社印が印刷された朝日生命所定の「保険料充当金領収証」**をお受取りください。
- 第1回保険料相当額が10万円以上の場合は、朝日生命名義の所定の金融機関口座へお振込みいただきます。この場合、朝日生命着金日をお支払いが完了した時とします。

お知らせを願います

契約に際して

特長としくみ

保険料のお支払い

契約後について

9 告知について
10 責任開始の時間について

◇「責任開始に関する特約」について

- この特約を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間（注1）中の振替日に保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。（保険料の払込方法が月払の場合には、第2回保険料とともに振り替えます。）
- 猶予期間（注2）満了日までに、第1回保険料のお払込みがないとき、**ご契約は無効となります。**この場合、以後、**新たにこの特約を付加したご契約のお申込みがあってもお引受けできない場合があります。**
- 第1回保険料をお払込みいただく前に、年金等の支払事由が発生した場合、お支払いする年金等から第1回保険料を差し引きます。また、第2回保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、第2回保険料も差し引きます。なお、お支払いする年金等が、当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合、未払込保険料をお払込みいただきます。
- 第1回保険料をお払込みいただく前に、保険料の払込免除事由に該当された場合には、第1回保険料をお払込みいただくことで、保険料が払込免除となります。なお、第2回保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、第2回保険料もお払込みいただく必要があります。
- 第1回保険料のお払込み前は、主契約の減額、特約のみの解約ができないなど、朝日生命所定の条件があります。

（注1）責任開始の日からその翌月末日までをいいます。

（注2）払込期間の翌月1日から末日までをいいます。

11. ご契約内容等の確認制度について

朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者がご契約内容等の確認のため、電話をさせていただく場合があります。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

1. お申込時の契約確認について

○ご契約のお申込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、ご本人様に電話をさせていただく場合があります。

お申込時に告知された内容が事実と相違したり、告知もれがあると、将来、年金等をお支払いできない場合がありますので、確認の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

2. 年金等のご請求時の確認・照会について

○年金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が年金等をお支払いするための確認・照会（以下、「支払確認・照会」といいます。）に、ご本人様や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

この支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

(注) 支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで年金等をお支払いしません。

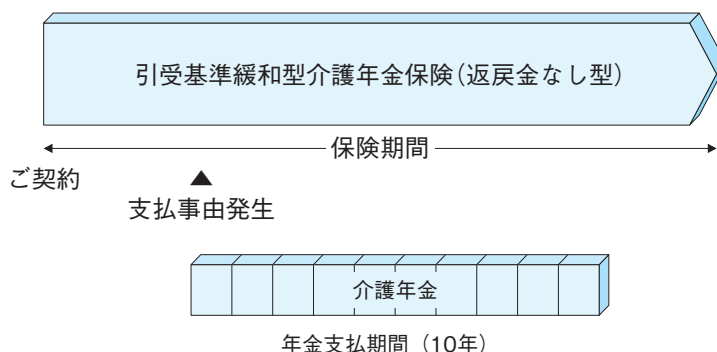
12. 引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）の特長としくみについて

保険期間内に被保険者が「公的介護保険制度に基づく要介護3以上の状態」となった場合の保障を年金にてご準備いただける保険です。

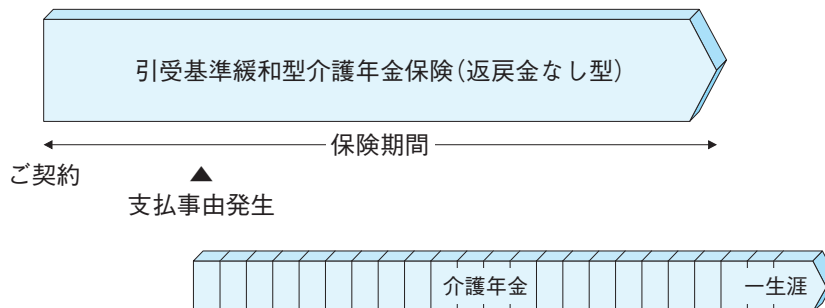
- この保険は、健康上の理由（持病・既往症）により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の介護保険です。そのため、朝日生命の他の介護保険に比べて保険料が割高となっています。
- 健康状態によっては、詳細な告知をいただくことや医師の診査を受けることなどにより、当保険よりも保険料が割安な朝日生命の他の介護保険にお申込みいただくことができます。ただし、その場合、診査の結果などによりご加入いただけないことがあります。
- 保険期間内に被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき、第1回介護年金をお支払いします。
- 年金支払期間は、5年、10年、15年または終身のいずれかより選択していただきます。
- 第1回介護年金のお支払い以降、介護年金支払期間中、年金支払日に被保険者が生存しているとき、毎年、介護年金をお支払いします。
- 保険期間中に被保険者が死亡した場合、死亡給付金（第1回介護年金額）をお支払いします。ただし、介護年金が支払われた場合を除きます。

[しくみ] 終身タイプの場合(定期タイプもあります。ただし、更新はできません。)

有期年金(10年)の場合



終身年金の場合



- 第1回介護年金をお支払いした場合、以後のこの引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）の保険料のお払込みは不要となります。
- 被保険者が介護年金支払期間中に死亡したときは、引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）は消滅します。

お支払いする 年金・給付金	支払事由	支払金額	受取人
介護年金	(1) 第1回介護年金 責任開始の時以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により、公的介護保険制度(注2)に基づく要介護3以上の状態(注3)に該当していると認定されたとき	(1) 第1回介護年金額	介護年金 受取人
	(2) 第2回以後の介護年金 第1回介護年金の支払後、介護年金支払期間中の介護年金の支払日に、被保険者が、生存していたとき	(2) 第1回介護年金額 と同額	
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時以後保険期間中に死亡したとき ただし、保険期間中に介護年金の支払事由が生じた場合で、介護年金が支払われたときは除きます。	第1回介護年金額	死亡給付金 受取人

(注1) 疾病には薬物依存は含みません。

(注2) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。(⇒13項:p.30)

(満40歳以上の方が、公的介護保険制度の被保険者となります(2022年2月現在)。)

(注3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める状態をいいます。

○介護年金と死亡給付金は重複してお支払いしません。

○死亡給付金の支払方法は、会社の取扱いの範囲内で、一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、死亡給付金の全部または一部を、実際にお使いになるまで朝日生命が所定の利息(すえ置き利率は金利水準等により変動します。)をつけてお預かりする方法です。

○法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化(公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等)のいずれかの事由が、引受基準緩和型介護年金保険(返戻金なし型)の支払事由に影響を及ぼす場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。なお、この場合は、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

○引受基準緩和型介護年金保険(返戻金なし型)には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

○引受基準緩和型介護年金保険(返戻金なし型)には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更、終身変更、更新のお取扱いはできません。

○引受基準緩和型介護年金保険(返戻金なし型)については、保険期間および保険料払込期間の変更のお取扱いはできません。

13. 公的介護保険制度について

1. 公的介護保険制度のしくみについて

公的介護保険制度は、満40歳以上の方が加入します。

介護が必要な状態と認定された場合には、介護サービスを1割の自己負担で受けることができます。(※1)

被保険者		～満39歳 (加入対象外)	満40～満64歳の公的医療保険 加入者(第2号被保険者)	満65歳～(第1号被保険者)
介護が必要になった 原因	16種類の 特定疾病(※2)	サービスを受ける ことができません。	サービスを受ける ことができます。	原因を問わず サービスを受ける ことができます。
	上記以外の疾病 ・あらゆるケガ		サービスを受ける ことができません。	

(※1) 第1号被保険者については、所得金額等によって自己負担割合が2～3割となる場合があります。介護サービスの支給限度額を超えたサービス利用分は全額自己負担になります。

(※2) 「16種類の特定疾病」とは以下のとおりです。

- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患) ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 要介護・要支援の認定について

公的介護保険制度では、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の要介護度があり、介護を必要とする度合いに応じて、要介護度が認定されます。

■ 要介護度別の身体状態の目安（※3）

要介護度	身体の状態
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 （例）食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
要支援2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 （例）食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護1	
要介護2	軽度の介護を必要とする状態 （例）食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	中等度の介護を必要とする状態 （例）食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	重度の介護を必要とする状態 （例）食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	最重度の介護を必要とする状態 （例）食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

（※3）公益財団法人生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとに作成

！ ご注意ください

記載の内容は、2022年2月現在の制度によるものです。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

14. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約（2016）・ご契約内容ご家族説明制度について

1. 保険契約者代理特約の特長としくみについて

保険契約者が自らご契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに、保険契約者代理人が代理手続き(注)を行うことができる特約です。

(注) 代理手続きとは、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続きをいいます（以下同じ）。

(1)代理手続きを行うことができる場合

- 保険契約者代理特約は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら所定の手続きを行うことができないと朝日生命が認めたときは、保険契約者代理人が代理手続きを行うことができます。

- ・ 傷害または疾病により、所定の手続きを行う意思表示ができないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

(2)保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。
- 保険契約者代理人は1名とし、代理手続きを行う場合には、その手続き時に次のいずれかに該当する必要があります。

(1) 次の範囲内の者

- ①保険契約者の戸籍上の配偶者
- ②保険契約者の直系血族
- ③保険契約者の3親等内の血族
- ④保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者

- ①保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
- ②保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者は、保険契約者代理人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。この場合、保険契約者代理特約は消滅します。

！ご注意ください

- 保険契約者の法令に定める代理人に保険契約の手続きに関する代理権等が付与されている登記がある場合、保険契約者代理人が故意に年金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険契約者を自ら保険契約の手続きを行うことができない状態に該当させた場合は、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。
- 保険契約者代理特約を付加したときは、確実にお手続きいただけるよう、保険契約者代理人にあらかじめ保険契約者代理特約についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理手続きの範囲について

- 代理手続きの範囲は、住所変更、年金額等の減額、解約等の主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きです。ただし、次の手続きは対象外です。
 - ・年金等受取人の変更手続き
 - ・保険契約者の変更手続き
 - ・告知を要する手続き
 - ・保険契約者代理人の変更手続き
 - ・保険契約者、被保険者および年金等受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる年金等の請求手続き

(4)保険契約者代理特約の留意事項について

- 保険契約者代理人に年金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその年金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行うときは、朝日生命の取扱いの範囲内で保険契約に関する情報を保険契約者代理人に対し開示することがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際、朝日生命は、被保険者および年金等受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合、朝日生命所定の各種手続き書類等に加え、保険契約者代理人の範囲内であることを証明する書類および代理手続きの請求目的等をご記入いただく書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で保険契約者代理人の範囲内であることおよび保険契約者に代わって手続きを行うべき適当な理由が確認できない場合には、代理手続きを行うことができないことがあります。
- 保険契約者が法人である場合、保険契約者代理特約は付加することができません。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、保険契約者代理特約は消滅します。

2. 指定代理請求特約（2016）の特長としくみについて

年金等の受取人となる被保険者が年金等をご請求できない事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって年金等をご請求することができる特約です。

(1) 代理請求できる場合

- 指定代理請求特約（2016）は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 年金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が年金等を自らご請求できないと朝日生命が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって年金等をご請求することができます。

- ・ 傷害または疾病により、年金等をご請求する意思表示ができないこと
- ・ 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

(2) 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。
- 指定代理請求人は1名とし、年金等のご請求を行う場合には、そのご請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

(1) 次の範囲内の者

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の血族
- ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために給付金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
- ②被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 保険契約者は、指定代理請求人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。この場合、指定代理請求特約（2016）は消滅します。

! ご留意ください

- 被保険者の法令に定める代理人に年金等のご請求の代理権等が付与されている登記がある場合、指定代理請求人が故意に年金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に年金等の受取人を年金等を自らご請求できない状態に該当させた場合は、指定代理請求人は年金等をご請求することができません。
- 指定代理請求特約（2016）を付加したときは、確実にご請求いただけるよう、指定代理請求人にあらかじめ指定代理請求特約（2016）についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理請求の対象となる年金等について

○指定代理請求人は次の年金等をご請求することができます。

●被保険者が受取ることとなる次の年金等

(被保険者と保険契約者が同一である場合の保険契約者が受取ることとなる年金等を含みます(主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く。))

- ・介護年金
- ・社員配当金

●被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料の払込免除

(主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く。)

(4)指定代理請求特約(2016)の留意事項について

○指定代理請求人に年金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその年金等のご請求を受けてもお支払いしません。

○指定代理請求人に年金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡しませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。

○保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命へご照会を受けたときは、年金等のお支払いをしていること、またはご契約の全部または一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。

○指定代理請求人からご請求いただく場合、朝日生命所定の請求書や年金等の支払事由に該当したことを証明する書類に加え、指定代理請求人の範囲内であることを証明する書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で指定代理請求人の範囲内であることおよび年金等を請求すべき適当な理由が確認できない場合には、年金等のお支払いができないことがあります。また、親族以外の指定代理請求人からのご請求に対してお支払いする年金等は原則年金等の受取人ご本人様の口座へお振込みさせていただきます。

○保険契約者が法人である場合、指定代理請求特約(2016)は付加することができません。

3. ご契約内容ご家族説明制度について

保険契約者にご家族の連絡先を事前にご登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容(注)の説明を可能とする制度です。

(注) 過去の年金等のお支払い内容や診断書などのセンシティブ情報は除きます。

(1) 登録いただけのご家族について

○登録いただけのご家族の範囲は次のいずれかに該当する方のうち2名までです。なお、主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合、1名は保険契約者代理人と同一人となります。

- (1) 保険契約者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (2) 被保険者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (3) その他保険契約者代理人または指定代理請求人として会社が認める範囲の者

- 海外に居住している方は、ご登録の対象外となります。
- 保険契約者は、上記の範囲内で登録されたご家族を変更することができます。
- 保険契約者は、ご家族の登録が不要となった場合には、登録を廃止することができます。この場合、本制度は終了します。

(2) ご契約内容ご家族説明制度の留意事項について

- 保険契約者は、本制度の利用にあたり、事前にご家族に説明・了解を得てからお申込みください。
- 保険契約者が法人である場合は、本制度の対象外となります。
- 登録時や保険契約者と連絡がとれない場合等、朝日生命から登録されたご家族へ連絡することがあります。
- 登録されたご家族への説明を希望された場合、定期的な通知を登録されたご家族へお送りする場合があります。
- 登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、本制度は終了します。

15. 保険料の払込免除について

○次の事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の高度障害状態・身体障害の状態（約款別表4）になったとき

約款別表4 ⇨ p.81

! ご留意ください

○次のいずれかによって高度障害状態または身体障害の状態になったときは、保険料払込免除のお取扱いはしません。

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障害を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火または津波（注）
- 戦争その他の変乱（注）

（注）保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険料のお払込みを免除します。

16. 年金等をお受取りいただけない場合について

年金等をお受取りいただけない場合について記載しています。

「年金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について」⇒p.17 もあわせてご確認ください。

1. 免責事由に該当した場合

(1) 介護年金について

○被保険者が次のいずれかによって要介護3以上の状態になったとき

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 戦争その他の変乱（注）

(2) 死亡給付金について

○被保険者が次のいずれかによって死亡したとき

- 保険契約者または死亡給付金受取人の故意
- 責任開始の日（復活の日）からその日を含めて**3年以内**の自殺
ただし、精神疾患などによる自殺については給付金をお受取りいただける場合もあります。
- 戦争その他の変乱（注）

（注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、年金等の金額の一部または全部をお受取りいただけます。

2. 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

○「告知」について、くわしくは**9項**（⇒p.23）をご参照ください。

3. 重大事由によりご契約が解除された場合

○朝日生命は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、ご契約を解除します。

- ① 保険契約者、被保険者（死亡によりお受取りいただける給付金等の場合は、被保険者を除きます。）または年金等受取人が、年金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ② 年金等の請求に関して、年金等受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③ 他のご契約との重複によって、被保険者にかかる年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ 保険契約者、被保険者または年金等受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- ・ 保険契約者または年金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ 次の事由などにより、保険契約者、被保険者または年金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、このご契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき
- ・ 他のご契約が重大事由により解除されたとき
 - ・ 保険契約者、被保険者または年金等受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、朝日生命は年金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに年金等をお受取りいただいていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

なお、ご契約を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

4. 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

(1) 詐欺による取消しについて

- 保険契約者または被保険者の詐欺により、朝日生命がご契約（または復活等）のお申込みを承諾したときは、ご契約を取消し、お払込みいただいた保険料は払戻ししません。

(2) 不法取得目的による無効について

- 朝日生命は、ご契約の加入状況、ご契約成立後の年金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に年金等を不法に取得させる目的でご契約を締結（または復活等）されたものと認められる場合は、そのご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は払戻ししません。

5. 第1回保険料のお払込みがないことによる無効の場合

- 責任開始に関する特約を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

6. ご契約が失効した場合

- 「失効」について、くわしくは18項（⇒p.42）をご参照ください。

7. 支払事由に該当しないその他の場合

介護年金について

- 被保険者の薬物依存によるとき

17. 保険料の払込方法について

1. 保険料の払込方法（経路）について

保険料は払込期月中に朝日生命へお払込みください。払込方法（経路）には次のような方法があります。

(1)口座振替扱によるお払込みについて

○朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

(2)団体・集団扱によるお払込みについて

○朝日生命と協定している団体または集団に保険契約者が所属されている場合、団体または集団を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。

この場合の保険料領収証は、個々の保険契約者には発行しません。

(3)クレジットカード扱によるお払込みについて

○朝日生命が提携しているカード会社を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

第1回保険料のクレジットカード扱および2回目以降保険料のクレジットカード扱には、それぞれ朝日生命所定の要件があります。

! ご留意ください

○保険料を朝日生命の担当者にお払込みの際は、必ず引換えに**会社名、会社印が印刷された朝日生命所定の領収証**をお受取りください

○万一、払込期月中に払込案内が届かなかった場合などは、お手数ですが、朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンターへご連絡ください。

2. 保険料の前納について

毎回の保険料をまとめてお払込みいただきますと、割引があります。

○主契約の保険料払込方法が**年払契約**であることが必要です（半年払、月払契約の場合は、年払契約に変更することが必要です）。

○将来の保険料の一部または全部をお払込みいただく場合は、保険料を朝日生命所定の率で割り引いて計算します。朝日生命はお払込みいただいた保険料の前納金に所定の利息をつけて積み立て、契約成立日の応当日（年単位）ごとに保険料のお払込みにあてます。したがって、保険料の前納金は每期のお払込みによる累計額に比べて、少額となります。

○この制度をご利用の場合、前納期間中にご契約が消滅（解約、死亡など）したときや保険料の前納金からの最終回のお払込みが完了したとき、または保険料のお払込みが不要となったときに、保険料の前納金に残額があれば、年金等のお支払いの場合はその受取人に、それ以外の場合は保険契約者にその残額を払戻します。

! ご留意ください

○前納期間中は、減額のお取扱いができないなど、朝日生命所定の要件があります。

3. 保険料の払込方法の変更について

○保険料の払込方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンターまでお申出ください。払込方法の変更についてお申出があった場合、朝日生命は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただくことがあります。

! ご留意ください

○保険料を朝日生命の担当者にお払込みの際は、必ず引換えに**会社名、会社印が印刷された朝日生命所定の領収証**をお受取りください。

18. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、お払込みがおくれますとご契約の効力が失われます。

1. 保険料払込みの猶予期間と失効について

○保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間があります。なお、お払込みがないまま猶予期間を経過しますと、失効となり、ご契約の効力がなくなります。

(1)年払・半年払契約の場合

○払込期月の翌月初日から翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までとなります。応当日（月単位）がない場合は、その月の末日までとします（ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです）。

(2)月払契約の場合

○払込期月の翌月初日から末日までとなります。

2. ご契約の復活について

○ご契約の効力がなくなった場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて**3か月以内**なら朝日生命の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知をしていただきます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。朝日生命が復活のお申込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といいません。

ただし、「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがないまま猶予期間を経過した場合は、復活のお取扱いはしません。

! ご留意ください

○復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、年金等をお受取りいただけない場合があります。(⇒9項：p.23)

また、復活の日からその日を含めて**3年以内**に被保険者が自殺したとき等、免責事由に該当する場合には、年金等をお受取りいただけません。(⇒16項：p.38)

19. 保険料のお払込みが困難なときの継続方法について

介護年金額の減額について

○保険料のお払込みが困難になられたときには、朝日生命の所定の範囲内で介護年金額を減額して保険料の負担を軽減することができます。

お知らせをお願い

ご契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

18 19 保険料のお払込みが困難なときの継続方法について
保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

20. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

○保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約で保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅等（注1）により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次のようなお取扱いとなります。

<お支払いする額>

すでに払い込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約応当日（月単位）からその月ごとの応当日の属する保険料払込期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

（注1）ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

（注2）保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】

<ご契約例> 契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日にご契約を解約した場合
⇒保険料のお払込みを要しなくなったのはご契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する契約応当日（月単位）は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



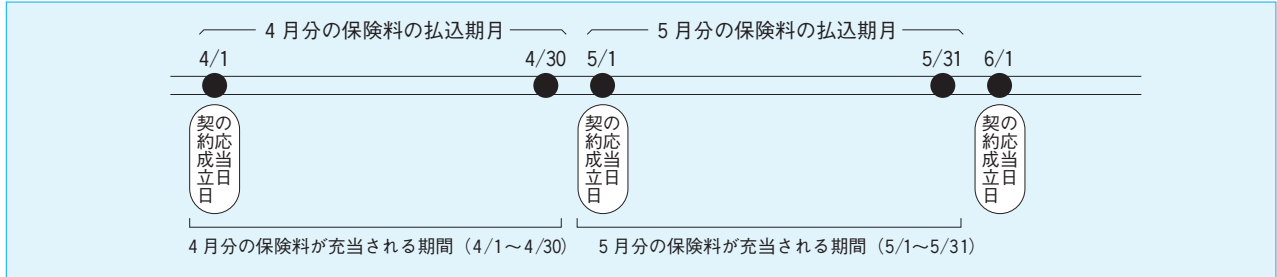
! ご留意ください

払込方法（回数）が月払の場合は、上記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。

21. 年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について

○保険料は、毎払込期月の契約成立日の応当日から次の払込期月の契約成立日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約成立日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

〔例〕月払契約の場合



- 保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約成立日の応当日以後に年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときには、年金等のお支払いの場合は年金等からその未払込保険料を差し引き、保険料の払込免除の場合はその未払込保険料をお払込みいただきます。
- 猶予期間中の契約成立日の応当日以後に年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を年金等から差し引くか、お払込みいただきます。

お知らせをお願い

「契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

「契約後について

20 21 年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について
保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

22. 保険契約者、死亡給付金受取人の変更について

1. 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、**被保険者の同意と朝日生命の承諾**を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（給付金受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新しい保険契約者に引継がれます。

2. 死亡給付金受取人の変更について

(1) 死亡給付金受取人の変更について

- 保険契約者は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、すみやかに朝日生命へご通知ください。新しい死亡給付金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
(注) 朝日生命が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、朝日生命は死亡給付金をお支払いしません。

(2) 遺言による死亡給付金受取人の変更について

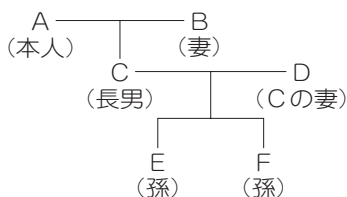
- 保険契約者は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から朝日生命へご通知ください。
- 死亡給付金受取人の変更は、**被保険者の同意**がなければ、受取人変更の効力を生じません。
(注) 朝日生命が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、朝日生命は死亡給付金をお支払いしません。

(3) 死亡給付金受取人が死亡した場合

- 死亡給付金受取人がお亡くなりになったときは、すみやかに朝日生命へご通知ください。新しい死亡給付金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が亡くなった時以後、死亡給付金受取人の変更が行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人を死亡給付金受取人とします。
なお、死亡給付金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

〈ご契約例〉

- 保険契約者・被保険者 A（本人）
- 死亡給付金受取人 B（妻）…… 受取割合 40%
C（長男）… 受取割合 60%
- Aさんより先にCさんが亡くなり、その後死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Cさんの法定相続人のDさん、Eさん、FさんがCさんに代わる死亡給付金受取人となります。
この場合、Dさん、Eさん、Fさんの受取額は均等（同額）となります。



受取割合	
Bさん	40%
Dさん	20%
Eさん	20%
Fさん	20%
} 60% (Cさんの受取割合)	

! ご留意ください

被保険者と死亡給付金受取人の同時死亡等、給付金の支払事由の発生形態によっては、お取扱いに差異が生じることがあります。

23. 解約と返戻金について

途中でおやめになると返戻金はお払込保険料の累計額より少ない金額になります。

1. 解約について

(1) 解約について

- ご契約の解約はいつでもお取扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
- ご継続を迷われたときは、ぜひお気軽にご相談ください。
 - お払込みが困難なとき………介護年金額の減額 (⇒19項：p.43)

(2) 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ①保険契約者または年金等受取人が朝日生命に保険給付を行わせることを目的として年金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②年金等受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または年金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

2. 返戻金について

- 引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）に返戻金はありません。ただし、終身タイプ（有期払）の場合、保険料払込期間満了後の保険期間中のみ返戻金（死亡給付金と同額）があります。
- 介護年金額を減額したときに、減額分に対応する返戻金がある場合は、その返戻金を保険契約者にお支払いします。

! ご留意ください

- ご契約いただいた保険契約の返戻金額は、保険証券に同封の「ご契約内容説明書」に記載しておりますのでご確認ください。なお、ご契約のお申込みの際に事前に返戻金額をご確認される場合は、朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンターまでお問い合わせください。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても、失効した日からその日を含めて3年以内なら返戻金をお支払いできる場合があります。

3. 債権者等による解約について

(1) 債権者等による解約について

○保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が朝日生命に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

(2) 年金等の受取人によるご契約の存続について

○債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が朝日生命に通知された時において、以下のすべてを満たす年金等の受取人は、ご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- 年金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が朝日生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
- ① 保険契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が朝日生命に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、朝日生命が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を朝日生命に対して通知すること

4. 保険契約者代理人による解約について

○保険契約者代理人による解約について、くわしくは[14項 \(⇒p.32\)](#) をご参照ください。

24. 社員配当金のお支払いについて

1. 社員配当金について

- 社員配当金は、決算により生じた剰余金から保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 以下のような場合について、5年ごとの社員配当金のお支払日以前でも社員配当金をお支払いすることがあります。
 - 主契約の保険料払込期間が満了する場合
 - 死亡給付金の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - 解約、減額等をされる場合
- 上記のほかに、特別配当金をお支払いすることがあります。

2. 社員配当金の支払方法について

- 社員配当金に朝日生命所定の利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したときまたは保険契約者からご請求があったときにお支払いする積立方式となります。

! ご留意ください

- 決算の結果によっては、社員配当金のお支払いを見送らせていただく場合があります。
- 契約成立日から2年以内に解約、減額等をされる場合、社員配当金はありません。
- 解約、減額等をされる場合にお支払いする社員配当金は、年金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

25. 生命保険と税金について

生命保険には税法上の特典があります。

○以降の記載は2022年2月現在の税制に基づいております。将来的に税制が変更され、取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署に必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

1. 「生命保険料控除制度」について

○「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

(1) 契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る生命保険料控除について

○「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります。）

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円超80,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円超	一律40,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

② 住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円超56,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円超	一律28,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

③「控除証明区分」について

○「ご契約のしおり」に掲載の各主契約の「控除証明区分」は下表のとおりです。

介護医療保険料
・引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）

○その他主契約・特約の保険料がいずれの「控除証明区分」に区分されるかについては、朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) をご参照ください。

(2) 契約日が2011年12月31日以前の生命保険および契約日が2012年1月1日以降の生命保険の双方にご加入の場合

○「控除証明区分」ごとに「契約日が2011年12月31日以前の生命保険」に係る生命保険料控除により控除される金額を合算することができます。この場合、所得税は40,000円、住民税は28,000円が「控除証明区分」ごとに控除される金額の上限となります。ただし、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出された金額を合算して、所得税は120,000円、住民税は70,000円が控除される金額の上限となります。

契約日が2011年12月31日以前の生命保険に係る生命保険料控除について

○「生命保険料控除」で控除される金額は、お申込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて「一般生命保険料」「個人年金保険料」に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下	年間正味払込保険料の全額
25,000円超50,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 12,500\text{円}$
50,000円超100,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 25,000\text{円}$
100,000円超	一律50,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、100,000円が上限となります。

② 住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下	年間正味払込保険料の全額
15,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 7,500\text{円}$
40,000円超70,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 17,500\text{円}$
70,000円超	一律35,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

(3) 社員配当金の取扱いについて

○契約ごとに「一般生命保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」の比率に応じて按分した社員配当金を年間保険料から差し引いた金額が年間正味払込保険料となります。

(4) 「生命保険料控除証明書」について

○毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。

○団体特約または集団特約付のご契約は、団体代表者または集団代表者の認証印をもって「生命保険料控除証明書」に代替することが認められていますので、特別な場合を除き「生命保険料控除証明書」は発行いたしません。

2. 年金等の税法上の取扱いについて

○年金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

(1) 死亡給付金をお受取りの場合

① 死亡給付金の課税の取扱いについて

契約内容	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

② 相続税に関する死亡給付金の非課税金額について

○保険契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合には、死亡給付金（ご契約が2件以上のときは合計します。）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

(2) 介護年金の非課税扱いについて

○受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族に該当する場合、全額非課税となります。

26. 年金等のご請求に関する訴訟について

○年金等のご請求に関する訴訟については、朝日生命の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある朝日生命の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

27. 諸請求に必要な書類について

1. 年金等のご請求について

- 被保険者が死亡したとき・要介護3以上に認定されたときなどには、すぐに朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンターへお知らせください。
- 年金等のご請求に必要な書類は約款、特約の別表をご参照ください。

約款、特約名	ページ
5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険(返戻金なし型)普通保険約款 別表3	P.81
保険契約者代理特約 別表	P.89
指定代理請求特約(2016) 別表	P.96

! ご留意ください

- 朝日生命は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、または別表に記載された書類の一部を省略して取り扱うことがあります。
- 年金等のご請求に際し、朝日生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、受取人の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が年金等をご請求できない事情の存在を証明する書類があわせて必要となります。
- 年金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや朝日生命の指定した医師の診断を受けいただく場合があります。
- 年金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利が無くなりますのでご注意ください。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、朝日生命にその登記事項証明書をご提出ください。

2. 団体からの死亡給付金のご請求について

○官公署、会社、工場、組合等の団体が保険契約者および死亡給付金の受取人で、かつその団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とするご契約については、受取人である団体が死亡給付金のお支払いを朝日生命にご請求する際、上記必要書類の他に、下記の書類が必要となります。

- 被保険者の遺族等による請求内容確認書（注）従業員の遺族等の署名、押印が必要となります。
 - ・死亡退職金等の受給者が、団体から朝日生命に対する年金等の請求内容を確認した旨の書類です。

- 保険契約者である団体が、請求内容確認書に署名、押印した方が死亡退職金等の受給者本人であることを確認した書類

! ご留意ください

- 死亡退職金等の受給者とは、退職金規程、弔慰金規程等に定める受給者のことです。退職金規程、弔慰金規程等がない場合は、「労働基準法施行規則第42～45条に定める遺族補償を受けるべき方」となります。
- 上記被保険者または受給者が2人以上いるときは、そのうち1人からのご提出で足りるものとします。

3. その他のご請求について

- 保険契約に関する諸請求には次の書類が必要です。お手続きが必要となった場合には、朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンターへお知らせください。

請求に必要な書類 請求する事項	朝日生命所定の 請 求 書	保険契約者の 印鑑証明書	朝日生命所定の 告 知 書
保険契約の復活 (⇒18項：p.42)	●		●
保険料払込方法の変更 (⇒17項：p.40)	●		
年金額等の減額 (⇒19項：p.43)	●	●	
解約 (⇒23項：p.47)	●	●	
年金等受取人の変更 (⇒22項：p.46)	●	●	
保険契約者の変更 (⇒22項：p.46)	●	●	

! ご留意ください

- 朝日生命は、上記以外の書類のご提出を求めること、または上記書類の一部を省略して取り扱うことがあります。
- ご契約に関する諸請求に際し、朝日生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、朝日生命にその登記事項証明書をご提出ください。

28. 年金等の支払期限について

○年金等のご請求があった場合、朝日生命は、必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日から、その日を含めて5営業日以内に年金等をお支払いします。ただし、年金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	年金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 年金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または年金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類が朝日生命に到着した日とは、完備された必要書類が朝日生命に到着した日をいいます。

○やむを得ず上記期限をこえてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○年金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または年金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、朝日生命はこれによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等をお支払いしません。

お知らせをお願い

「契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

「契約後について

27 28 年金等の支払期限について
諸請求に必要な書類について



朝日生命からのお願い

- 転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンターにすぐお知らせください。
- ご契約に関するご照会やご通知の際には保険証券記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ご契約をお引受けした際にお送りする保険証券は大切に保管してください。
- 諸手続きをされる場合には、お申出された方が年金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンターにお申出ください。

個人保険のご契約に関するご相談、お手続きのご案内などは、朝日生命お客様サービスセンターへお問い合わせください。

○フリーダイヤル



ナイス・コミュニ(ケーション)

0120-714-532

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日、年末年始を除きます)

- 次の場合にも朝日生命お客様サービスセンターへお問い合わせください。
 - ・ご契約に関するご照会
 - ・ご契約に関する苦情
 - ・告知に関するご照会
 - ・店舗のご案内
- ご照会内容により、次の方からのお申出をお願いいたします。
 - ・ご契約内容・諸手続きに関するご照会→保険契約者ご本人様
 - ・年金等請求のご照会→保険契約者ご本人様または年金等のお受取人様

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 特に
- クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について …… 14ページ
 - 健康状態、職業などの告知義務について …… 23ページ
 - 責任開始の時について …… 25ページ
 - 年金等をお受取りいただけない場合について …… 38ページ
 - 保険料の払込方法について …… 40ページ
 - 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について …… 42ページ
 - 解約と返戻金について …… 47ページ
 - 社員配当金のお支払いについて …… 49ページ

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからです。「告知」および「保険料の受領など職員の役割」も含めて、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、この冊子は、ご契約成立後にお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が確認のため、電話や訪問をさせていただく場合があります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

●お申込時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、ご本人様に電話をさせていただく場合があります。

●年金等のご請求時の確認・照会について

年金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、後日、年金等をお支払いするための確認・照会にご本人様や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

年金等のご請求について

年金等をもれなくご請求いただくためには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、年金等の支払事由が生じた場合(お受取りの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかに朝日生命の担当者または朝日生命お客様サービスセンター(☎[®]0120-714-532)までご連絡ください。

年金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。



本社 / 〒160-8570 東京都新宿区四谷 1-6-1

◎電話によるご契約のご相談、お手続き、店舗案内(お客様サービスセンター)

☎[®]0120-714-532

◎朝日生命のホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

取扱店・取扱担当者